

○厚生労働省告示第二百四十八号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百十三条の四第三項、第百十三条の十六第三項及び第百十三条の十八第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、第三号の改正に係る部分については平成二十八年四月一日から、第一号及び第二号の改正に係る部分については平成二十八年年度の介護支援専門員実務研修受講試験（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験をいう。）に係る合格発表の日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準を満たす課程により行われている研修については、なお従前の例によることのできる。

平成二十六年六月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号中「及び再研修（法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修をいう。）」を削り、同号の表を次のように改める。

区分	科 目	時間数
講義	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント（居宅介護支援、施設に	三



ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(3) 居宅サービス計画等の作成	ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(4) サービス担当者会議の意義及び進め方	ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(5) モニタリング及び評価	実習振り返り	ケアマネジメントの展開(1) 基礎理解	ケアマネジメントの展開(2) 脳血管疾患に関する事例	ケアマネジメントの展開(3) 認知症に関する事例	ケアマネジメントの展開(4) 筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	ケアマネジメントの展開(5)
四	四	四	三	三	五	五	五	五

実習	内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例			
	ケアマネジメントの展開(6)			
	看取りに関する事例			
	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習			
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り			
(注) 修了評価を実施すること。	ケアマネジメントの基礎技術に関する実習			
	二			
	五			
	五			
	五			

第二号中「介護支援専門員証」を「再研修（法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修をいう。）及び介護支援専門員証」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	科 目	時間数
講義	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	三
	ケアマネジメントに係る法令等の理解	二
	地域包括ケアシステム及び社会資源	三
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	三
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	二

		講義及び 演習	
		自立支援のためのケアマネジメントの基本	六
		介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	二
		ケアマネジメントの展開(1)	三
		基礎理解	
		ケアマネジメントの展開(2)	五
		脳血管疾患に関する事例	
		ケアマネジメントの展開(3)	五
		認知症に関する事例	
		ケアマネジメントの展開(4)	五
		筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	
		ケアマネジメントの展開(5)	五
		内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	
		ケアマネジメントの展開(6)	五
		看取りに関する事例	
		アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	五

(注) 修了評価を実施すること。

第三号の表を次のように改める。

区分		科目										時間数
講義	講義及び 演習	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	三									
		介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	四									
		対人個別援助技術及び地域援助技術	三									
		ケアマネジメントの実践における倫理	二									
		ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	四									
		個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	二									
		ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	十二									
		ケアマネジメントの演習(1)	四									
		リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	四									
		ケアマネジメントの演習(2)	四									
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	四											
ケアマネジメントの演習(3)	四											
認知症に関する事例	四											

<p>ケアマネジメントの演習(4)</p> <p>入退院時等における医療との連携に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントの演習(5)</p> <p>家族への支援の視点が必要な事例</p>	<p>ケアマネジメントの演習(6)</p> <p>社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントの演習(7)</p> <p>状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(1)</p> <p>リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(2)</p> <p>看取り等における看護サービスの活用に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(3)</p> <p>認知症に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(4)</p>
<p>四</p>	<p>四</p>	<p>四</p>	<p>四</p>	<p>四</p>	<p>四</p>	<p>四</p>	<p>四</p>

<p>入退院時等における医療との連携に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(5) 家族への支援の視点が必要な事例</p>	<p>ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(6) 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例</p>	<p>ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(7) 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の 活用に関する事例</p>	<p>研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り</p>	<p>二</p>
<p>[注1] この表に定める課程による研修の受講が二回目以降の場合には、当該課程中、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術、ケアマネジメントの実践における倫理、ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践、個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定、ケアマネジメントの演習(1)リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(2)看取り等における看護サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(3)認知症に関する事例、ケアマネジメントの演習(4)入退院時等における</p>					<p>四</p>
<p>[注1] この表に定める課程による研修の受講が二回目以降の場合には、当該課程中、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術、ケアマネジメントの実践における倫理、ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践、個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定、ケアマネジメントの演習(1)リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(2)看取り等における看護サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(3)認知症に関する事例、ケアマネジメントの演習(4)入退院時等における</p>					<p>四</p>



医療との連携に関する事例、ケアマネジメントの演習(5)家族への支援の視点が必要な事例、ケアマネジメントの演習(6)社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例、ケアマネジメントの演習(7)状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例及び研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作りは免除する。

[注2]

修了評価を実施すること。

○厚生労働省告示第二百四十九号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第二項の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができる。

平成二十六年六月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

表を次のように改める。

区分		科 目		時間数
講義		主任介護支援専門員の役割と視点	五	
		ケアマネジメント（居宅介護支援、施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握並びに介護予防支援をいう。以下同じ。）の実践における倫理的な課題に対する支援	二	
		ターミナルケア	三	
		人材育成及び業務管理	三	

(注) 修了評価を実施すること。	講義及び 演習				運営管理におけるリスクマネジメント
	地域援助技術				三
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現				六
	対人援助者監督指導				十八
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開				二十四